

東近江市 市民協働推進計画

概要版

「共に考え、共に創る」
未来につなげるまちづくり



協働とは

市民と行政又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、お互いの特性を活かして役割分担と責任を明確にしたうえで、連携・協力して活動することをいいます。公共的な課題について、単独での解決が難しい場合や、単独で実施するよりも双方の特性を活かし、協力して実施したほうがより効率的・効果的に解決できるような場合に協働による取り組みが有効です。

平成26年7月
東近江市



計画策定の趣旨



少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化など社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化、複雑化しています。また、地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任でまちづくりを進める必要があり、地方自治体の役割や行政運営のあり方は大きな変革の時期を迎えています。これまでのように行政だけがすべての公共サービスを担っていくことは困難であり、市民と行政が互いに知恵と力を出し合いながら、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

このような中、東近江市では、「東近江市協働のまちづくり条例」を平成26年4月1日に施行しました。条例では、豊かな暮らしの実現や活力のある地域社会の創造を図ることを目的に、協働によるまちづくりを推進することとしています。

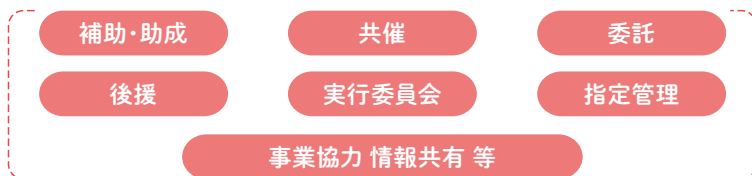
本計画は、平成26年度から平成35年度の10年間において、この条例に基づく協働によるまちづくりを総合的、計画的、具体的に展開するために策定するもので、条例の実効性を高めるためのしくみや施策について定めています。

協働の領域について

公共的なサービスには、市民が行う事業と行政が行う事業において、目的やサービス対象が重なるところに協働の可能性（協働の領域）があります。目的を共有し、効率的・効果的に連携できる場合に協働で事業を実施することができます。また、事業の目的、内容やパートナーに応じて、効果的な形態を選択することが大切です。

市民と行政の協働の領域

A 市民主体	B 市民主導	C 市民・行政	D 行政主導	E 行政主体
市民が主体性と責任をもって行う領域	市民の主体性のもと行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもと連携・協力して行う領域	行政の主体性のもと市民の参加・協力を得ながら行う領域	行政が主体性と責任をもって行う領域



協働の形態

※【A】市民同士の協働が含まれます。【E】行政内部での横断的な連携も重要です。

協働を進める時の考え方



協働によるまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが次の基本理念、協働の原則、協働の姿勢を基本として、取り組みを進める必要があります。

基本理念(条例第3条)

- 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを進めましょう。
- 人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合いながら、まちづくりを進めましょう。
- 自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めましょう。

協働の原則(条例第4条)

- まちづくりの主体として自立・自律すること
- 市は市民活動の自主性を尊重すること
- 協働に当たっては、対等の立場であること
- 対話し、理解し合い、補い合うこと
- 協働の目的、過程、成果を共有すること
- 相互に情報を公開し、共有すること

協働の姿勢

- 自ら行動する姿勢
- つながり合う姿勢
- 地域に対する想いを持つ姿勢

協働によるまちづくりを推進するために

基本施策 ① 人づくりと推進体制 ～育む～

1. 人材育成と意識改革

- 職員の意識改革
- 市民と行政の協働理解の促進
- 若い世代のまちづくりへの参加促進
- 地域リーダーの発掘及び育成
- 協働事例の表彰

2. 推進体制の整備

- 市民協働推進委員会の設置
- 協働を推進する職員の指定
- 地域担当職員制度の導入（検討）
- 部局横断的な取り組みの推進



基本施策 ② 活動基盤の整備 ～支える～

1. 資金の調達

- 各種補助金等の活用促進
- 協働委託の拡充
- 市民ファンド、寄付制度等の充実

2. 情報の共有

- パブリックアクセスの推進
- 市民活動や地域活動の広報の充実

3. 交流・活動の場づくり

- 活動場所の整備及び提供
- 未利用建物の利用促進
- 交流する機会の創出
- 市民交流センターの設置

基本施策 ③ 地域自治の強化 ～築く～

1. 自治会活動の推進

- 自治会加入の促進
- 自治会活動の支援
- 自治会間の連携促進

2. まちづくり協議会活動の推進

- まちづくり協議会活動の支援
- 各種活動団体の連携強化
- コミュニティセンター指定管理の活用

3. 地域自治のしくみづくり

- 地域包括交付金制度の導入（検討）
- 市政懇話会の充実
- 地域自治に関する連合組織の一元化（検討）

基本施策 ④ 協働のしくみづくり ～つながる～

1. 中間支援活動の体制強化

- 市民活動支援の充実
- 交流の促進
- 協働の推進

2. 協働で取り組むしくみづくり

- 協働ラウンドテーブルの設置

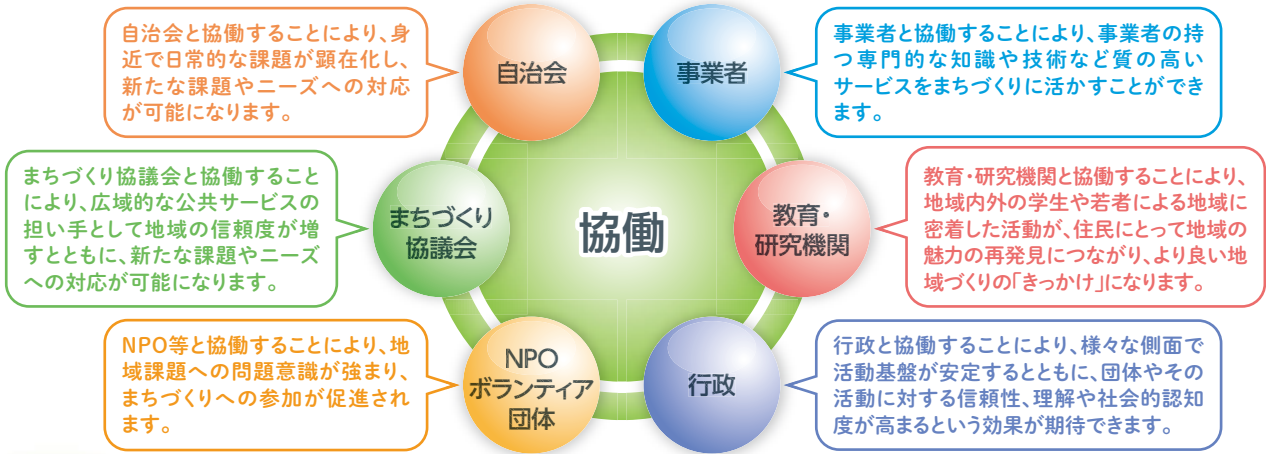
3. 参画機会の充実

- 市民参画を進めるための情報提供
- 公募委員の募集
- 広聴活動の拡充
- 市民参画事業の拡大

協働のパートナーとともに、まちづくりを進めます



事業の目的や相手に合わせ、最も適したパートナーと協働し、効果的なまちづくりを進めることが重要です。



これって協働!? そう協働です!

～協働によるまちづくり活動の事例～

自主防災組織

自治会 + 行政

協働の形態: 補助・助成



大規模災害に備えて、自治会単位で自主防災組織が結成され、市と連携しながら防災訓練や防災・減災に関する勉強会等が行われています。

緑のカーテン

事業者 + 市民 + 自治会 + まちづくり協議会 + 行政

協働の形態: 事業協力



地元企業と市民サポーターが協力して種から育てたゴーヤ苗を配布し、自治会、まちづくり協議会、各家庭、事業所等で、夏の節電対策の一つとして「緑のカーテン」を育てるプロジェクトです。

びわこJAZZフェスティバル

市民 + 事業者 + 行政

協働の形態: 事業協力、公共施設等の提供



商店街、道路、公園や公共施設など街全体をステージに、市民やミュージシャン、協賛事業者やボランティアスタッフに支えられて開催される音楽イベントです。地域の良さを活かし、音楽いっぱい楽しい街にすることをコンセプトに毎年開催されています。

あいとうエコプラザ菜の花館

NPO 法人 + 行政

協働の形態: 指定管理



食とエネルギーの自立を目指すNPO法人が市の施設である「あいとうエコプラザ菜の花館」の指定管理を受け、菜の花の栽培委託等の事業を行いながら、様々な環境学習に取り組んでいます。



東近江市市民協働推進計画 概要版

発行年月 / 平成26年7月
 発行 / 東近江市
 編集 / 東近江市総務部まちづくり協働課
 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
 TEL:0748-24-5623 FAX:0748-24-5692

